

河合町と独立行政法人都市再生機構との 広報活動の相互協力に関する協定書

河合町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、広報活動の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の移住定住促進施策及び乙の制度「近居割WIDE」に関し、甲及び乙が相互に協力して広報活動を実施することについて定めることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲は、乙が作成する「近居割WIDE」のPRチラシ等について、公共施設に配置し、又は甲の広報紙等に挟み込み、若しくは掲載する等の方法により、河合町内在住者への広報活動を行うものとする。

2 乙は、甲が移住定住促進のために作成するチラシ等について、乙の募集窓口等に配置し、又は乙が作成する募集チラシ等に甲の情報を掲載する等の方法により、河合町外在住者への広報活動を行うものとする。

3 甲及び乙は、前2項に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項について、相互に協力して実施するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに甲及び乙のいずれからも改定等の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

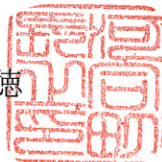
第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成28年4月1日

甲 河合町
町長

岡井康徳



乙 独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長 西村志郎

